議事録（概要）

<table>
<tr><td>会 議 名</td><td colspan="6">令和８年度　第１回芦屋町地域福祉計画推進委員会</td></tr>
<tr><td>会　場</td><td colspan="6">芦屋町役場３階３１会議室</td></tr>
<tr><td>日　時</td><td colspan="6">令和８年７月２４日（金）　１４：００～１５：３０</td></tr>
<tr><td rowspan="9">委員の出欠</td><td>委員長</td><td>村山　浩一郎</td><td>出</td><td>委員</td><td>福原　光次</td><td>出</td></tr>
<tr><td>副委員長</td><td>桐田　典彰</td><td>出</td><td>委員</td><td>長沢　正行</td><td>出</td></tr>
<tr><td>委員</td><td>橋田　栄一</td><td>出</td><td>委員</td><td>前田　恵里</td><td>出</td></tr>
<tr><td>委員</td><td>安部　信義</td><td>出</td><td>委員</td><td>岩崎　眞樹</td><td>欠</td></tr>
<tr><td>委員</td><td>中西　伸吾</td><td>出</td><td>委員</td><td>上四元　恵子</td><td>出</td></tr>
<tr><td>委員</td><td>長島　毅</td><td>出</td><td>委員</td><td>末廣　由香里</td><td>出</td></tr>
<tr><td>委員</td><td>原﨑　功典</td><td>出</td><td>委員</td><td>塩田　裕子</td><td>出</td></tr>
<tr><td>委員</td><td>真田　憲一</td><td>出</td><td>委員</td><td>森　真奈美</td><td>出</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>件名・議事</td><td colspan="6">・議事
１　第３次芦屋町地域福祉計画・芦屋町地域福祉活動計画に基づく令和７年度「具体的な取組」の評価及び令和８年度「具体的な取組」の計画【概要】</td></tr>
<tr><td>合意事項
決定事項</td><td colspan="6">１　第３次芦屋町地域福祉計画・芦屋町地域福祉活動計画に基づく令和７年度「具体的な取組」の評価及び令和８年度「具体的な取組」の計画【概要】
・報告、了承された。</td></tr>
</table>

令和８年度第１回芦屋町地域福祉計画推進委員会
議事録

〇日時

令和8年7月 24 日(金)14:00～15:30

〇場所

芦屋町役場3階　31会議室

〇協議事項

1　第3次芦屋町地域福祉計画・芦屋町地域福祉活動計画に基づく令和7年度「具体的な取組」の評価及び令和8年度「具体的な取組」の計画【概要】

2　その他

議事1　第３次芦屋町地域福祉計画・芦屋町地域福祉活動計画に基づく令和７年度「具体的な取組」の評価及び令和８年度「具体的な取組」の計画【概要】

●事務局(福祉課及び芦屋町社会福祉協議会)から資料①に基づき説明。

●芦屋町社会福祉協議会から、資料③の自己評価は、「継続していくことが大切」であると考え、◎をつけなかった旨を説明。

（委員）

・資料①の２ページ目、行政の取組について。北九州市若松区にある株式会社で施設外支援として就労継続支援 A 型に近い取組をしており、見学会や、現状のお知らせをすることができるため、それを勉強会として実施すれば評価が△ではなく◎になるのではないかと思うのでぜひ活用してほしい。

（委員）

・最近は障がいがある方のグループホームと地域の連携が求められており、構成員に地域住民を含めて地域連携推進会議を開催することが義務付けられている。地域住民をグループホームに招き、見学の機会を設けたり、地域連携推進会議の構成員に民生委員に入ってもらったりしている地域もある。国の方針でもそのようになっているはずであるため、確認をしてほしい。地域と障がい福祉サービスが繋がるきっかけづくりの一つになるのではないかと考える。

・民生委員が障がいがある方の見守りや訪問をすることについて、民生委員の知識不足や課題があるのではないか。障がいがある方が地域に対して自分のことを発信するのは躊躇がある可能性があり、家族とサービス事業者がいるのであればそれで十分であると思っていたり、障がいがある方が地域と繋がる意義について当事者の方もピンときていなかったりする。民生委員も、どのような障がいがあるのか、障がいがある方やその可能性がある方がどこにいるのかがわかりづらく、わかったとしてどのようにアプローチしたらよいのかがわからないなど、障がいがある方と地域の関係は単にサービスの理解をするだけでは解決できない問題があるのではないかと思う。

（委員）

・資料①の７ページ目、社会福祉協議会の取組について。今後の課題等として「成年後見制度は2028 年度の改正によって日常生活自立支援事業寄りになりますが」との記載があるが、詳しく説明をしてほしい。成年後見制度が大きく変わることは国会で可決（※）されており報道もされている。行政は資料①の６ページ目に記載があるように情報提供をするというようになっているが、今後制度が大きく変わるのでもう少し検討する必要があると考える。

※令和８年４月に閣議決定、６月の参議院本会議において可決・成立

（事務局）

・2028 年度改正と記載しているが、正確には法改正の交付が令和８年６月 24 日で、交付の日から２年６月を超えない範囲で施行日が決まる。まだ決まっていないが、2028 年度頃だろうと考えてこのように記載した。

・現在は本人の判断能力に応じて３つの類型（後見、保佐、補助）がある。それぞれ後見人、保佐人、補助人が支援をしているが、今後は補助に一本化される。どのような人でも自己決定を尊重していくということ。補助人だけになるため、代理で行うことが限られてくるということであり、より本人の意見を反映しやすくなる。つまり成年後見制度を利用しやすくなる。加えて、制度の利用を途中でやめることも可能。現在は、特別な事情によって後見人が交代することがあるが、本人の判断能力が上がらない限りは本人が亡くなるまで誰かが就くことになる。それが今後は必要がなくなれば利用をやめることができる。これらの状況から、日常生活自立支援事業に近づく形になる。ただ、日常生活自立支援事業は本人と社会福祉協議会の契約であるが、成年後見制度は契約ではなく家庭裁判所の審判による。また、日常生活自立支援事業は代理行為ができない。この説明の中では代行と代理という言葉を使い分ける。代行はあくまで本人の言う通りに動く。代理は、おそらく本人がこのように判断するのではないかということを、本人の意向を確認しながら動いていく。この点で違いはあるが、現在よりも２つの制度が近寄ってくるのではないかという意味で「日常生活自立支援事業寄り」という表現をした。

（委員）

・判断能力がない人は後見人をつけて、後見人が代わりに判断していくイメージがもたれるが、国際的には批判されている。本人の意思決定を蔑ろにしているのではないかと。意思がないように見えて、意思はあるので、全部を決められていってしまうことをおそれて利用しないのではないかということがある。そのため補助に一本化することは大きな改革であると思うので、一本化して実際に変わるまでの準備期間で、理解を広めたり体制づくりをしたりするために情報を提供していく必要があると思う。

（委員）

・資料②の 10 ページ目、取組番号 33 のうち環境住宅課（地域振興・交通係）について「◆住民同士の見守り活動の推進のため、自治区の加入率向上に向けて区長会と連携していきます。」という令和７年度の計画に対して令和７年度の取組結果・実績は「◆窓口で転入者・転居者への自治区案内をします。」とあるがこれだけでは自治区の加入率の課題は解決できないのではないか。防

災や見守り活動、サロン活動を考える際には、「自治区」は外せないので力を入れてもらいたい。

（事務局）

・担当課に伝える。

（委員）

・芦屋町社会福祉協議会の自己評価が低いのではないか。資料③の５ページ目、基本目標３の令和７年度の計画を読むと、令和７年度はほとんど実施されているように思うので、評価は◎ではないかと思う。

（委員）

・社会福祉法等の一部を改正する法律について、頼れる身寄りがいない高齢者等の「等」にはおそらく障がい者も含まれるのではないかと思うが、入院等の手続き、死後の事務を行う事業として第２種社会福祉事業に位置付けるという形になっている。第２種社会福祉事業なので、これは社会福祉協議会としては県をあげて担うことを前提にこれから準備を進めていくのか。

（事務局）

・先日、福岡県社会福祉協議会が主催の研修に参加したところ、頼れる身寄りのない高齢者等の支援について詳しい説明があった。全国社会福祉協議会としては、市町村社会福祉協議会が全国的に取り組むことができるように準備を進めているとのこと。つまり、日常生活自立支援事業と同様で全国どこでも同じサービスを受けられるようにしようということ。令和 10 年度開始を目途にマニュアルを作成しているという説明があった。高齢者に限らない。身寄りがいないというのは「頼れる」身寄りがいないということ。身寄りがあるが、関係が悪い等で頼ることができない人も含む。

（委員）

・他の市町村が実施していないから芦屋町も実施しないのではなく、芦屋町は高齢者や独居の障がい者もいるので、早めに取り組んでほしい。

・また、教育支援資金について、無利子はどの程度あるのか。

（事務局）

・生活福祉資金の８件について、連帯保証人を立てることができれば無利子、立てることができなければ年 1.5%の貸付利子がある。教育支援資金に限らないので、例えば生活保護受給世帯であれば、今はエアコンが生活必需品になっているのでその買い替え費用、また生活保護受給世帯は対象外であるが家賃の安いところへの引っ越し費用もあるのでそれも含めた数字で８件。教育支援資金は８件のうち２件。

（委員）

・愛の福祉ネットワークとは具体的にどのような活動をするのか。資料③に記載がある支えあいマップとはまた別の話なのか。

（事務局）

・愛の福祉ネットワークは簡単にいうと「高齢者の見守り、訪問活動」。これは芦屋町独自のものではなく全国で類似の活動が行われている。標準名では小地域ネットワーク活動というが、芦屋町では愛の福祉ネットワーク活動という名称を使用している。なぜこの名前になったのか調べたところ、昭和 63 年頃には「愛」という言葉が使われていたようだが、なぜ愛の福祉ネットワークになったのかはわからなかった。昭和 50 年代から芦屋町で一人暮らし高齢者の孤独死があり全国でも同じような状況であったので、そのような悲しい事態を防ごうということで、芦屋町を愛する方々が取り組んだのではないかと思っている。

（委員）

・民生委員の活動とは違うのか。

（事務局）

・自分たちの町について自分たちで取り組もうという意識。民生委員とは違うが補佐役的な考えもある。支えあいマップは、愛の福祉ネットワーク事業に取り組む地区が実施する活動の一つのメニュー。住宅地図をみて、気になる人に目印をつけ、なぜその人が気になるのか、その人と関係がある人は誰かを確認し、関係がある人を線でつなげて関係を丁寧に調べていくことで、地域の傾向がみえてきて、対策を考えやすくなる。

（委員）

・愛の福祉ネットワークは全地区のうちどのくらい実施しているのか。

（事務局）

・芦屋町の自治区 30 地区のうち８地区。昭和 63 年に白浜町区がモデル地区で始めた。最初はあまり手が挙がらなかったが、実施している地区は大切な活動だという意識があった様子。自治区の加入率の低下や、若い世代が自治区に加入しないこと、いつまでも働き続けられる社会になってきたということで、担い手不足が深刻である地区がいくつもある。そのような現状で、今の愛の福祉ネットワークのままでは難しいのではないかと思うので、新しい姿を検討しなければならないと考えている。

（委員）

・愛の福祉ネットワーク実施地区が８地区ということだが、自治区に入っていないと勧められないのかもしれないが、自分たちの地区で見守ろうという互助の気持ちを浸透させていくことで、サロン活動等と併せて情報を共有し、支援が必要な人を誰がみるか考え、それを見える形にしようということが趣旨であり、それが災害時にも活きてくるだろうと考えている。個人情報に気を付けてそれぞれが見守りをしているので有効的な活動であると思うので広めたい。自治区の加入率が低いからできないということではないと思うので、行政も含めて周知してほしい。

・民生委員と障がい者について。民生委員が障がい者に対して何をしたらよいのかわからないので、８月に行われる民生委員・児童委員協議会の定例会で、障がいをもっている人がどのように健常者を見ているのかなど、芦屋町社会福祉協議会の協力を得ながら、基本的な知識から勉強する。芦屋町手をつなぐ親の会の疑似体験プログラムを実施する予定。

議事2　その他

（事務局）

・今年度の委員会の開催予定はない。次回は来年度の同時期に開催予定。

以上